

神戸市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金交付要綱

令和7年6月2日 経済観光局長 決定

令和8年6月1日改正 経済観光局長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内においてナイトタイムエコノミーの推進を図ることを目的とし、市内中心市街地におけるナイトタイムの回遊と消費を促すもので、新たな視点で取り組む事業に対する補助金として、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ナイトタイム 概ね18時から翌日6時までの時間帯（早朝のみも含む）のことをいう。
- (2) ナイトタイムコンテンツ ナイトタイムに提供される集客事業及び街への回遊を促す事業。
- (3) 中心市街地 市内において飲食店や宿泊施設が集約するエリアをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、第1条の目的を達するために神戸市内において実施するもので、以下のすべてを満たす事業とする。

- (1) ナイトタイムの回遊を促すことで滞在型観光に資する事業
- (2) 集客が見込まれ、かつ参加者等の消費活動を促すなどナイトタイムの経済波及効果が期待できる事業
- (3) 本補助事業が終了した後は自走による継続的な実施が見込まれる事業
- (4) 交付決定の日から当該年度2月末日までに経費の支払いを含む全ての事業を完了できる事業。なお、事業完了とは事業に関する支払いを含む全ての業務が完了している状態を指す。
- (5) 申請者（法人または団体等）にとって新規の事業、又は過去より実施している事業の新規拡充部分が(1)及び(2)にあたるもの。
- (6) 取り組みによる効果を検証できる事業（参加者数、人流、経済効果など）。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、中心市街地エリアにおいて、本市ならではのナイトタイムコンテンツを創出しようとする法人又は団体等であって、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 法人又は団体の場合は、市内に事務所又は活動の拠点を有すること。
- (2) 個人の場合は、市内在住者が過半数を占める3名以上の団体を組織し、かつ代表者が明ら

かであること。

- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 当該者が暴力団（神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員等ではないこと。また、兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者ではないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象とならない経費は、別表2に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、補助上限額を50万円とする。ただし、当該補助金の交付については、一つの補助事業者に対して当該年度につき1回を限度とする。補助の額は審査のうえ予算の範囲内において交付額を決定するが、必要に応じて庁内関係課及び外部団体等へ審査に必要な意見を求める場合がある。また国、兵庫県、本市の他の助成金との補助対象経費の重複を認めない。

- 2 協賛金や当該補助対象事業による収入と補助金の額の合計が補助対象経費の総額を超過する場合は、その超過分を補助金の額から控除した額を交付するものとする。
- 3 前項により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、市長が定める期日までに交付申請書（様式第1号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- (4) 宣誓・同意書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

（審査会）

第8条 市長は、補助金の交付について交付申請から決定するため、審査会を行うこととする。

- 2 市長は、審査会における審査基準を別表3に定め、審査を行う委員及び会議の運営その他に関して別に定めるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、当該申請内容を審査するための審査会を開催し、その意見をもって補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付の決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要があると認めるときは、補助金規則第6条第2項に基づき、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について、交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付が不相当と認め、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業の変更、中止等)

第10条 補助対象団体は、補助金規則第7条第1項第1号及び同第2号に基づき補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、変更等承認通知書（様式第8号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、事業完了日から30日以内（土曜、日曜に当たる場合は、その前の開庁日）に、実績報告書（様式第9号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 効果報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類

(4) 事業の実施内容・成果を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条に基づき前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査や関連部署・外部団体へのヒアリング等により、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書（様式第12号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により内容が不適正であると認めるときは、補助金の不交付額を確定し、不交付確定通知書（様式第13号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象団体に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条に基づき補助対象団体が次の各号に定めるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 補助対象団体又は構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの規則の規定に違反したとき又はこの規則の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書(様式第 15 号)により、速やかに補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補助の条件)

第 15 条 補助金の交付目的を達成するため、補助対象団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、補助金規則第 7 条第 1 項第 3 号に基づき速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助対象団体の代表者は、補助金規則第 12 条に基づき補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(状況報告及び調査)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、補助金規則第 13 条に基づ

き補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は補助金規則第 25 条に基づき必要な調査を行うことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	
経費科目	対象範囲
報償費	出演者や専門家等に対する謝礼 ※但し、報償費は補助交付確定額の 3 分の 1 以内とする
旅費	出演者や専門家等に対する旅費のうち、公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費額
印刷製本費	文書、函面、パンフレット、冊子等、事業に要した印刷経費
広報費	チラシ、ホームページ制作、SNS による情報発信等、広報活動に係る企画・作成費 ※但し、報告書に画像や記録写真などを貼付し報告できるものに限る
通信運搬費	郵券代、運送契約等の運搬に要する経費
委託費、外注費	直接実施することができないもの、適当でないものについて委託・外注する経費 ※但し、1 者あたりの委託費・外注費は、補助交付確定額の 2 分の 1 以内とする
使用料、レンタル料	施設・道路・物品の使用料やレンタル料、道路使用許可の申請手数料等
雑役務費	短期・臨時のアルバイト代（時給上限 2,000 円まで、ただし申請団体に属さない者に限る）、その他請負費などの経費
その他	振込手数料、イベント開催に係る保険料、その他市長が特に必要と認める経費

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象とならない経費
当該事業用であることが特定できない経費
領収書等の支払根拠書類がない経費
金券、賞品、景品、粗品の購入に係る経費（イベント出演者等への謝礼に相当する経費は補助対象とする）
主催者や参加者の飲食に係る経費
賃金及び賃金に相当する経費（短期・臨時のアルバイト代を除く）
事務用品等の消耗品、備品購入に係る経費
クーポン等における割引補填の経費
原材料費、販売用商品の仕入れ代などの経費
消費税及び地方消費税
委託料に含まれる上記経費

国、県、市など本要綱以外の補助金等の交付対象経費
その他、神戸市長が適当と認めないもの

別表3（第8条関係）

審査基準	以下に掲げる審査基準に基づき、「特に優れている（満点）」、「優れている（満点の75%）」、「普通（満点の50%）」、「やや劣っている（満点の25%）」、「劣っている（0点）」の5段階で採点する。		
	審査項目	ポイント	配点
	実現性	事業計画は現実的で実現可能な内容か。市のナイトタイムエコノミー推進に寄与するものか。	20点
	公共性	市民や来街者など、広く多くの方が参加可能な取り組みか。	16点
	回遊性	事業の実施によりナイトタイムの街への回遊性と消費活動が期待できるか。	28点
	継続性	収支計画が良く検討されており、本事業による支援終了後も安定した継続が期待できるか。	20点
	新規性	新規性の高い取り組みか。	16点
選定方法	合計50点未満及び1項目以上において0点の評価がある場合は不採択候補とする。また、採択候補の合計申請額が予算額を上回る場合は、審査会の点数上位順に予算の範囲内で採択する。		